

■死亡保険金にかかる税金

契約形態	契約者	被保険者	死亡保険金 受取人	税金の種類
契約者と被保険者が同一人の場合	A (例)夫	A (例)夫	B (例)妻	相続税 (※1)
契約者と受取人が同一人の場合	A (例)夫	B (例)妻	A (例)夫	所得税 (※2)
契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	A (例)夫	B (例)妻	C (例)子	贈与税

※1 相続税の課税対象となりますが、死亡保険金受取人が相続人の場合は、
「法定相続人数×500万円」までは非課税となります。

※2 所得税の課税対象となる場合、住民税の課税対象にもなります(以下同様)。

■満期保険金にかかる税金

契約形態	契約者	被保険者	満期保険金 受取人	税金の種類
契約者と受取人が同一人の場合	A (例)夫	A (例)夫	A (例)夫	所得税 または 源泉分離 課税(※)
	A (例)夫	B (例)妻	A (例)夫	
契約者と受取人が異なる場合	A (例)夫	A (例)夫	B (例)妻	贈与税
	A (例)夫	B (例)妻	B (例)妻	
	A (例)夫	B (例)妻	C (例)子	

※ 一時払養老保険等で保険期間が5年以下の契約については、そのお支払金
(満期保険金・契約者配当金等)は、源泉分離課税の対象となることがあり、
一律20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、住民税5%)の源泉分離課税が
行われます。

■個人年金保険の年金を受け取ったときの税金

被保険者が生存している場合

契約形態	契約者	被保険者	年金受取人	税金の種類
契約者と年金受取人が同一の場合	A (例)夫	A (例)夫 または B (例)妻	A (例)夫	年金受取人に対し、毎年受け取る年金に所得税(雑所得)源泉徴収税(※)
契約者と年金受取人が異なる場合	A (例)夫	B (例)妻	B (例)妻	年金受取人に対し、基金設定時、または年金お受け取り開始時点で年金の権利評価額に贈与税、また2年目以降毎年受け取る年金に所得税(雑所得)

(※) 「年金年額－必要経費」の差引金額が25万円以上の場合、差引金額の 10.21% (所得税10%、復興特別所得税0.21%)を源泉徴収します。

◆税務の取扱いについては、平成30年8月現在の税制に基づくもので、税制改正などで将来変更となることがあります。
個別の取扱い等については、所轄の国税局・税務署等にご確認ください。